

福島の復興・再生に向けた取組状況

令和2年2月24日



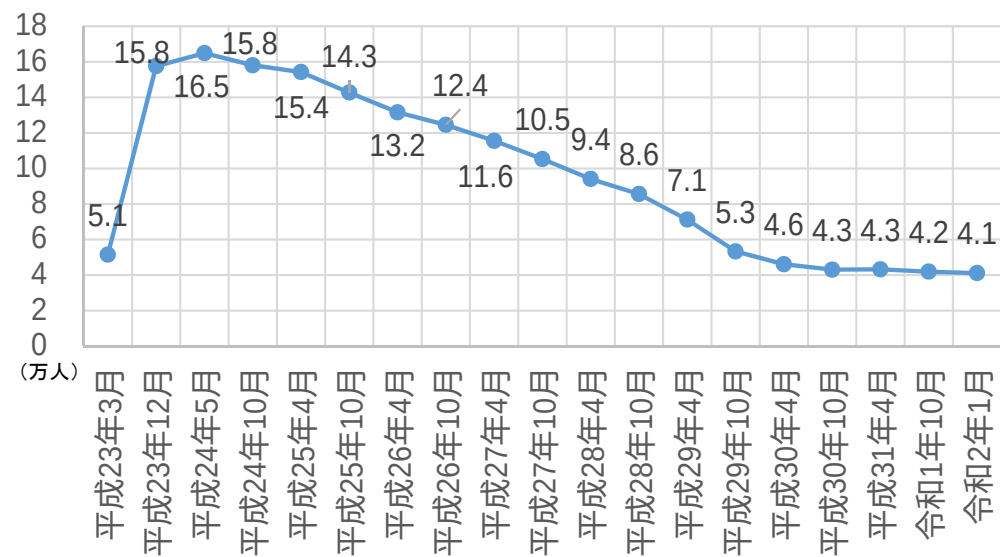
目 次

1． 避難地域を巡る現状	2
2． 産業の状況	5
3． 福島イノベーション・コースト構想	6
4． 風評払拭・リスクコミュニケーション	7
参考資料	9

1. 避難地域を巡る現状①

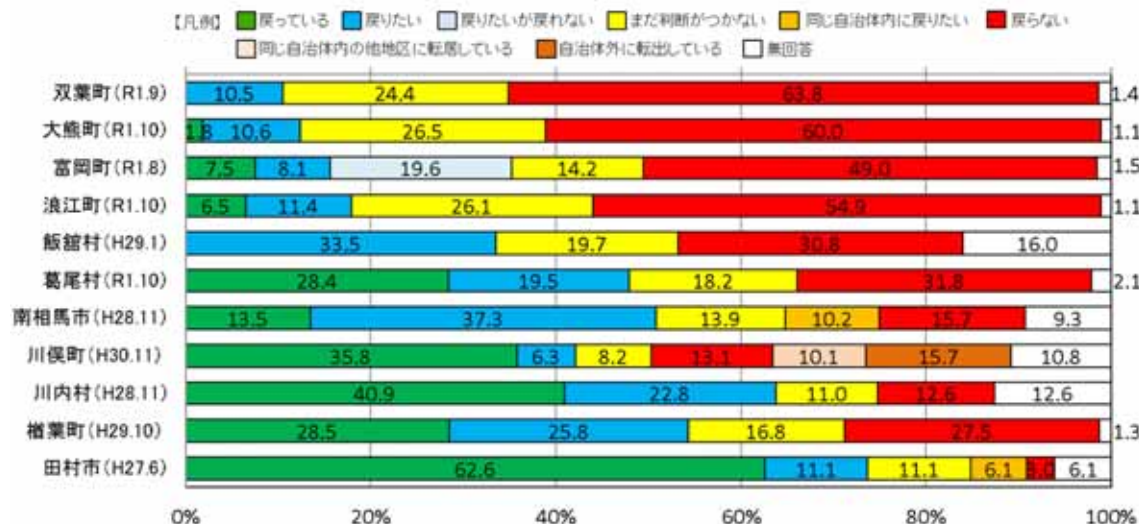
- 福島県全体の避難者は、令和2年1月時点で、県内・県外を合わせて4.1万人。心のケア等の被災者支援については、避難生活の長期化等に伴い個別化・複雑化した課題を抱える被災者に対して、引き続き、きめ細かい支援を行う。
- 令和2年3月、双葉町の避難指示解除準備区域を解除予定。これにより、帰還困難区域を除く地域の避難指示を解除。避難指示が解除された区域全体の居住者は、約1.3万人（住民基本台帳人口は約6.9万人）（令和2年1月時点）。
- 住民意向調査によれば、避難指示解除の時期の違い等により、自治体によっては、「戻らない」と回答した方が5～6割程度となっている一方で、「戻りたい」、「まだ判断がつかない」と回答した方も3～4割程度いる。
- 避難地域の復興の実現に向け、買い物、医療、介護、福祉、教育、鳥獣被害対策等、住民の生活に必要な帰還環境の整備を進める。人口減少、高齢化、産業の空洞化等の課題が一層進行するとともに、住民意向等も踏まえると、帰還促進のみでは地域の復興・再生を実現することは困難であることから、帰還環境の整備に加え、移住の促進や交流人口・関係人口の拡大等、地域の魅力を高め、福島復興・再生を支える新たな活力を呼び込むための取組が必要。

○福島県全体の避難者数



※平成31年4月時点の避難指示区域からの避難対象者：約2.3万人（7市町村）
（避難指示区域設定時（平成25年8月）は約8.1万人）

○原子力被災自治体における住民意向調査（帰還意向）



※「平成30年度原子力被災自治体における住民意向調査 調査結果(概要)」(平成31年3月19日復興庁公表)を基に作成。(令和元年度実施済みの双葉町・大熊町・富岡町・浪江町・葛尾村は令和元年度の結果を使用。平成30年度未実施の楳葉町は平成29年度結果、飯館村・南相馬市・川内村は平成28年度結果、田村市は平成27年度結果を使用。)

※()内は調査実施時期

※市町村ごとの凡例は、一部便宜的に加工している箇所あり。

(参考) 生活環境整備の状況

医療・介護・福祉

2018年4月 南相馬市
「特別養護老人ホーム 梅の香」再開
2018年4月 富岡町
24時間体制で地域の中核的な医療を担う
「福島県ふたば医療センター附属病院」開設

ふたば医療センター



住まい

復興公営住宅：計画戸数4,890戸うち4,767戸完成
帰還者向け災害公営住宅：
計画戸数455戸うち343戸完成

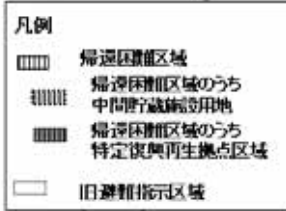


県営復興公営住宅「日和田団地」

教育

小中学校再開：10市町村再開済
新規開校：
2015年4月「ふたば未来学園高校」開校
2017年4月「小高産業技術高校」開校
2019年4月「ふたば未来学園中学校」開校

ふたば未来学園中学校
開校式



交通機関等

〔JR常磐線〕
2019年4月 「Jヴィレッジ駅」開業
2020年3月(予定) 全線開通
〔常磐自動車道〕
2020年3月(予定) 「常磐双葉IC」開通
〔相馬福島道路〕
2019年12月 「相馬IC～相馬山上IC」開通



Jヴィレッジ駅開業式

イオン浪江店



働く場

2018年9月 川俣町 川俣西部工業団地 ミツフジ開所
2019年10月 榎葉町 榎葉北産業団地
エヌビーエス工場稼働開始
2020年3月 富岡町 富岡産業団地 造成完了予定
2021年4月 川内村 田ノ入工業団地
大橋機産稼働予定 ※工業団地内3件目

買い物

2018年12月 南相馬市「小高ストア」開設
2019年6月 大熊町「ヤマザキショップ大川原役場前店」開設
2019年6月 南相馬市「ダイユーエイト小高」開設
2019年7月 浪江町 「イオン浪江店」開設

1. 避難地域を巡る現状②

【特定復興再生拠点区域の整備】

- 現在、6 町村全ての特定復興再生拠点区域において、除染等の事業が進捗。
- 双葉町、大熊町、富岡町の拠点区域内では、2020年3月に一部区域を先行的に避難指示解除。
- 避難指示の解除に向けて、今後とも家屋等の解体や除染、インフラ整備や帰還環境整備を着実に進める。

【環境再生に向けた取組】

- 2021年度までに、県内に仮置きされている除去土壌等（帰還困難区域を除く）の中間貯蔵施設への概ね搬入完了を目指し、輸送を実施中であり、輸送対象物量約1,400万 m^3 のうち約580万 m^3 を搬入完了（2020年1月末時点）。
- 福島県内の除去土壌等の県外最終処分に向けて、政府一体となって再生利用の取組を実施しており、飯舘村長泥地区等で除去土壌の再生利用実証事業を実施中。
- 特定廃棄物埋立処分施設（旧フクシマエコテッククリーンセンター）への特定廃棄物等の輸送を実施中。

○認定済みの特定復興再生拠点区域復興再生計画概要

双葉町（2017年9月15日認定）



- ・区域面積：約555ha ・居住人口目標：約2,000人
- ・避難指示解除の目標
2022年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域
(2020年3月、J R常磐線双葉駅周辺の一部区域を解除)

大熊町（2017年11月10日認定）



- ・区域面積：約860ha ・居住人口目標：約2,600人
- ・避難指示解除の目標
2022年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域
(2020年3月、J R常磐線大野駅周辺の一部区域を解除)

浪江町（2017年12月22日認定）



- ・区域面積：約661ha ・居住人口目標：約1,500人
- ・避難指示解除の目標：2023年3月
(ただし、早期に整備が完了した区域から先行する。)

富岡町（2018年3月9日認定）



- ・区域面積：約390ha ・居住人口目標：約1,600人
- ・避難指示解除の目標：
2023年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域
(2020年3月、J R常磐線夜ノ森駅周辺の一部区域を解除)

飯舘村（2018年4月20日認定）



- ・区域面積：約186ha ・居住人口目標：約180人
- ・避難指示解除の目標：2023年春
(ただし、早期に整備が完了した区域から先行する。)

葛尾村（2018年5月11日認定）

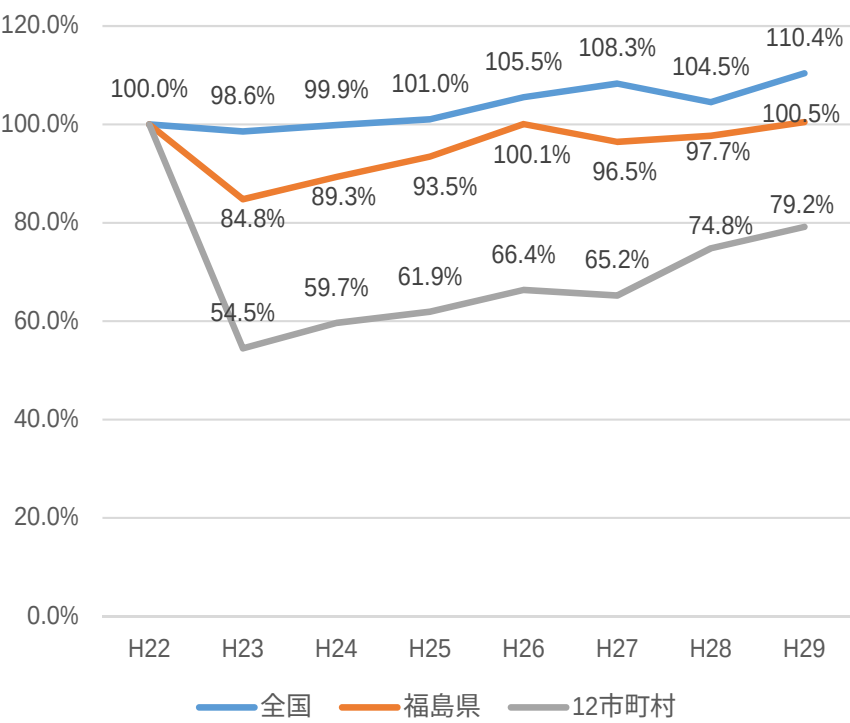


- ・区域面積：約95ha ・居住人口目標：約80人
- ・避難指示解除の目標：2022年春

2. 産業の状況

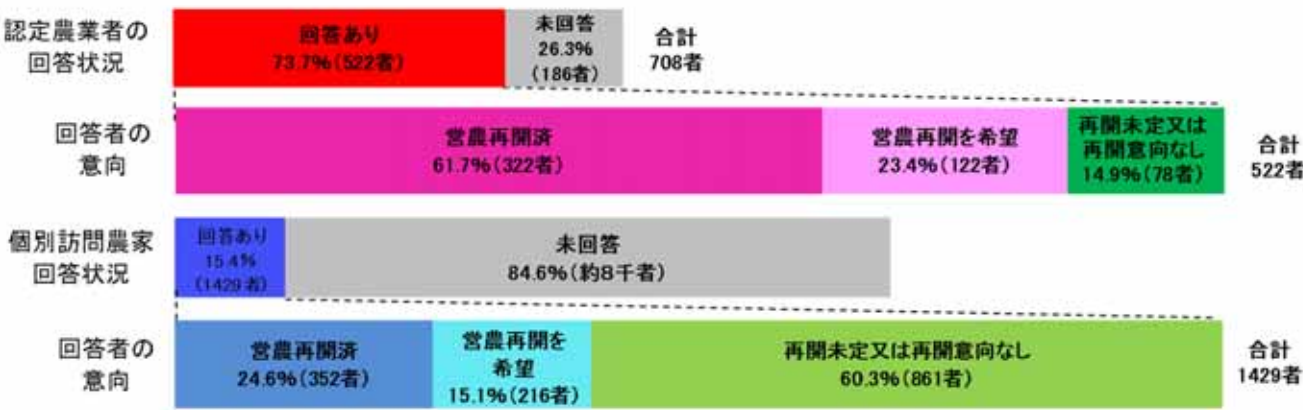
- 福島県の製造品出荷額等は、震災前を超過する水準（100.5%）まで回復したが、全国（110.4%）と比較すると低調。12市町村では依然として8割弱程度にとどまっており、産業の復興・再生は引き続き重要な課題。
- 12市町村の営農再開面積は3割弱。認定事業者は既に62%が営農再開済みであり、23%が再開意向あり。しかし、認定農業者以外では、多くが営農再開未定または再開意向なし（60%）。一方で、うち75%は農地の出し手となる意向があり、外部の参入も含め、担い手の確保、農地の利用集積が重要。
- さらに、森林・林業の再生に向けた取組、水産業の本格的な操業支援等も不可欠。

○地域別製造品出荷額等の推移（対平成22年比）



（出典）工業統計調査（経済産業省、福島県）、経済センサス-活動調査（経済産業省、福島県）より抜粋・加工。なお、調査年により、調査対象の一部または全部が除外されている地域がある。

○12市町村の農業者の営農再開状況及び意向



（表）個別訪問農家のうち再開未定又は再開意向なしの農業者（861者）の農地の活用意向

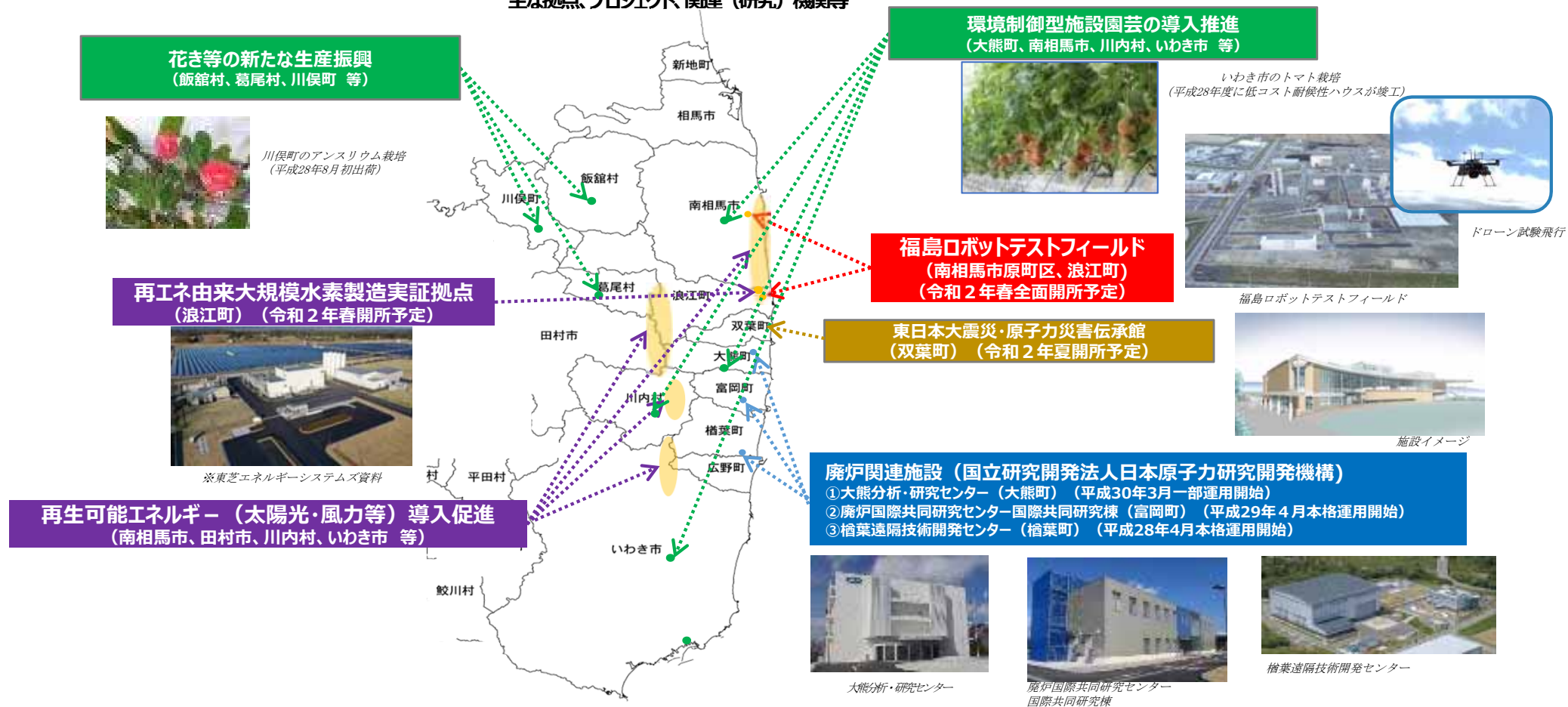
課題（理由）	者数	割合
既に出し手となっている	63者	7%
出し手となる意向あり	640者	74%
出し手となる意向なし	59者	7%
耕作予定のない農地なし	66者	8%

出典：福島県の農業の復旧・復興に向けて（令和元年9月農水省公表）

3. 福島イノベーション・コースト構想

- 重点分野での主要プロジェクトの具体化に加え、本年春から夏にかけ、福島ロボットテストフィールド、福島水素エネルギー研究フィールド、東日本大震災・原子力伝承館といった中核的拠点施設が全面開所予定。今後、更なる産業集積の促進、研究開発、教育・人材育成、交流人口の拡大、金融を含めたハンズオン支援、福島イノベーション・コースト構想推進機構の体制整備等の取組が重要。
- 国内外の人材が結集する国際教育研究拠点整備・人材育成のあり方を検討するため、令和元年7月、「福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議」を設置。令和元年11月に中間とりまとめ。令和2年夏頃までに最終とりまとめを行う。

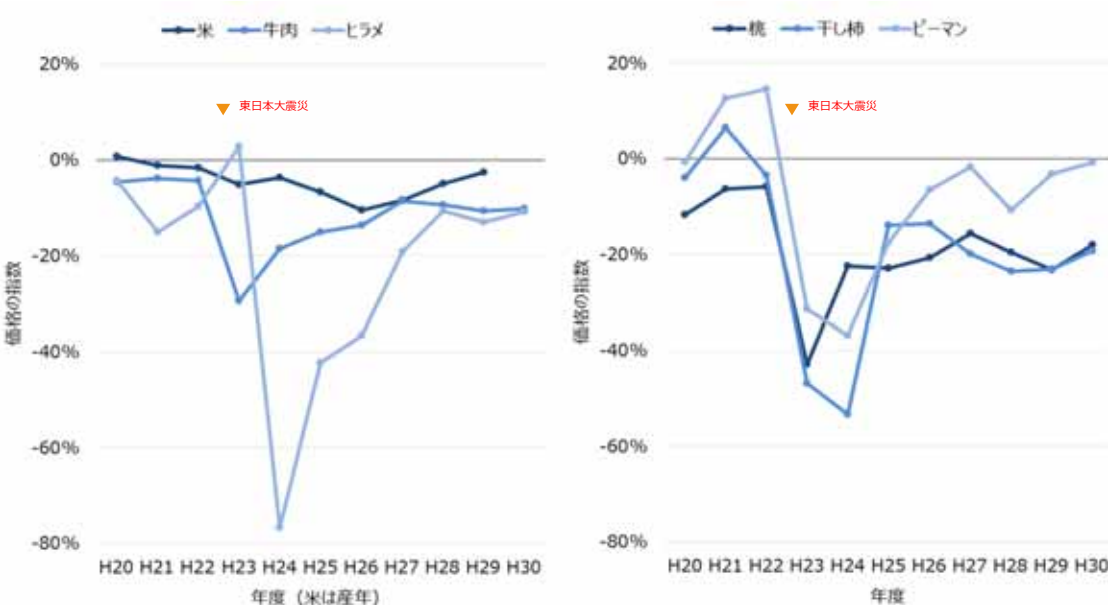
主な拠点、プロジェクト、関連（研究）機関等



4. 風評払拭・リスクコミュニケーション

- 福島県産と全国平均との価格差は、震災直後、全国平均を大きく下回る状況となったが、その後、徐々に縮小。ただし、一部の品目に関しては、震災後に発生・拡大した全国平均との価格差が現在まで固定化している状況。
- 輸入規制措置を講じた54か国・地域のうち、34か国・地域が規制を撤廃、20か国・地域が規制を継続（令和元年2月時点）。
- 福島県教育旅行の延べ宿泊者数は、震災前の7割程度（平成30年度）。
- 農林水産や観光等における風評の払拭に向けて、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、政府一体となって国内外に向けた情報発信等に取り組む。また、諸外国・地域における輸入規制の撤廃・緩和、販路拡大に向けた取組・支援を行う。

○福島県産品と全国平均との価格差



出典：農林水産省「平成30年度福島県産農産物等流通実態調査」

○福島県教育旅行の延べ宿泊者数（平成21年度比）



※教育旅行を目的に福島県に宿泊した小学生～大学生までの宿泊延べ人数及び学校・団体数
 ※出典：平成30年度福島県教育旅行入込調査報告書

(参考) 風評払拭イニシアティブ for 2020

- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も迫り、海外の注目が日本に集まる中、風評対策に一層取り組む必要。そのため、復興庁として下記の施策に積極的に取り組む。

海外向けの取組

○ 輸入規制の撤廃に向けた取組

- 輸入規制が残る国や地域の政府関係者やメディアに対し、復興しつつある被災地の姿や魅力を知ってもらうとともに、現地の産品を食べてもらい、風評払拭に関する情報の発信を図る。



G20観光大臣会合(2019年10月、北海道)での展示

○ 海外での販路開拓支援

- 専門家等の派遣を通じ、現地の商慣習等を踏まえた販路開拓を図る。



東南アジアでのテストマーケティングイベント

○ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした情報発信

- 海外の方が知りたい情報を得やすくなるよう、WEBサイトの改善やコンテンツの多言語化等を図るとともに、食の安全等正確な情報を広めるため、様々な機会を活用する。



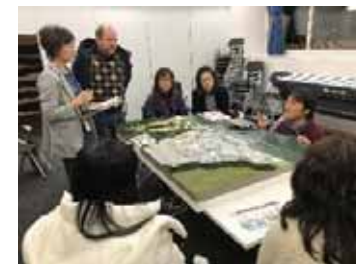
復興庁WEBサイト(英語版)



ワールド・プレス・ブリーフィングレセプションで提供した被災地産食材を使用した料理

○ 福島県へのインバウンド誘客促進

- 「ホープツーリズム」をはじめ、風評払拭や魅力発信に繋がる訪日外国人向け旅行商品の造成・販売を支援することにより、持続的な外国人交流人口の拡大及び風評払拭・風化防止を図る。



「ホープツーリズム」催行の様子(於: 檜葉キャンパス)

国内向けの取組

○ 福島県の復興の現状や放射線に関する基本的な知識等の発信強化

- 科学的根拠に基づかない風評は、福島県の復興の現状に関する認識や放射線に関する正しい知識等が十分に周知されていないことに主たる原因があると考えられる。これらの事項を、多くの国民に知ってもらうよう、様々な媒体をフル活用し、ラジオ番組のほか、マンガやSNS等による発信を強化する。



マンガ「福島ツアー同行取材記」

參考資料

○ これまでに実施された復興施策の総括を行い、東日本大震災復興基本法第3条に基づき、復興・創生期間後(令和3年度以降)における各分野の取組、復興を支える仕組み、組織等の方針を定める。

I. 復興施策の総括

● 「前例のない手厚い支援」により、復興は大きく前進

● 地震・津波被災地域:復興の「総仕上げ」の段階

● 原子力災害被災地域:「復興・再生」に向けた本格的な動き

各分野の取組(主なもの)

1. 被災者支援(健康・生活支援)

(成果) 避難者数の減(約47万人→約4.9万人)

地震・津波被災地域では、期間内の仮設生活解消を目指す

(課題) 期間終盤に再建される地区のコミュニティ形成、見守り等
避難生活の長期化等を踏まえた支援、子ども等への支援

2. 住まいとまちの復興

(成果) 災害公営住宅約3.0万戸・高台移転約1.8万戸が完成見込み
発展基盤となる復興道路・復興支援道路、鉄道、港湾等を整備

(課題) 台風第19号等の影響も踏まえ、期間内の一日も早い事業の完了

3. 産業・生業の再生

(成果) 三県の製造品出荷額等は概ね回復、外国人延べ宿泊者数は堅調

(課題) 沿岸部で回復の状況に幅、水産加工業の売上げ回復

4. 原子力災害からの復興・再生

(1) 事故収束(廃炉・汚染水対策)

(課題) 安全確保を最優先に着実に作業を継続、正確な情報発信

(2) 放射性物質の除去等

(課題) 仮置場の管理・原状回復、中間貯蔵施設の整備・輸送、
最終処分に向けた減容・再生利用等、特定廃棄物等の処理

(3) 避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等

(成果) 帰還困難区域を除くほとんどの地域で避難指示を解除
福島県の避難者数の減(約16.5万人→約4.2万人)

(課題) 帰還・移住の促進、帰還困難区域への対応、避難者支援

(4) 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積

(成果) 廃炉・ロボット・エネルギー等の各拠点の整備

(課題) 「産業発展の青写真」を踏まえた産業集積

国内外の人材が結集する国際教育研究拠点の構築

(5) 事業者・農林漁業者の再建

(課題) 事業再開、営農再開、放射性物質対策と一体となった森林
整備、特用林産物の産地再生、水産業の水揚げ・販路回復

(6) 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

(課題) 国内外の風評被害対策、輸入規制の撤廃・緩和

5. 「新しい東北」の創造と多様な主体との連携

(成果) 地域課題の解決等につながる事例の創出

6. 復興の姿の発信、震災の記憶と教訓の後世への継承

(成果) ラグビーWC2019や2020東京オリパラ大会に向けた情報発信

復興を支える仕組み

1. 復旧・復興事業の規模と財源

(成果) 前例のない手厚い財政支援により、復興加速化に貢献

2. 法制度

(成果) 復興特区法と福島特措法による特例等が復興に貢献

3. 自治体支援

(成果) 財政支援(震災復興特交等)や人材確保(職員派遣等)が事業に寄与

(課題(1～3共通)) 復興・創生期間後の仕組みのあり方を検討

組織

(成果) 政府一体となった体制を実現し、復興を推進

(課題) 後継組織の具体化、復興局の設置場所の検討

Ⅱ. 復興・創生期間後の基本方針

1. 基本姿勢及び各分野の取組

地震・津波被災地域

復興・創生期間後5年間に於いて、国と被災地方公共団体が協力して残された事業に全力を挙げて取り組むことにより、復興事業がその役割を全うすることを目指す

➤ ハード事業

- ・ハード事業は、期間内の完了を目指す、未完了となる一部の事業は、期間内計上の予算の範囲内で支援を継続
- ただし、災害復旧事業は支援を継続

➤ 心のケア等の被災者支援

- ・コミュニティ形成、心身のケア、「心の復興」、見守り・生活相談、遺児・孤児支援等について、事業の進捗に応じた支援を継続
- ・個別の事情を丁寧に把握し、5年以内に終了しないものについては、事業の進捗に応じた支援のあり方を検討し、適切に対応

➤ 被災した子どもに対する支援

- ・特別な教員加配、スクールカウンセラー等の配置、就学支援について、支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続
- ・個別の事情を丁寧に把握し、5年以内に終了しないものについては、事業の進捗に応じた支援のあり方を検討し、適切に対応

➤ 住まいとまちの復興

- ・応急仮設住宅の撤去、被災者生活再建支援金の継続
- ・災害公営住宅の家賃低廉化事業等は引き続き支援。その際、管理開始時期が異なる自治体間の公平性等踏まえ、適切に支援水準を見直し

➤ 産業・生業

- ・対象地域を重点化した上で、中小企業等グループの再建支援の継続、企業立地補助金の申請・運用期限を延長
- ・漁業の水揚げ回復、水産加工業の販路回復・開拓等の支援を継続

➤ 地方単独事業等

- ・人材確保対策、法律に基づく減収補てん等について支援を継続

➤ 原子力災害に起因する事業

- ・風評被害対策等(モニタリング検査等)について、支援を継続

原子力災害被災地域

中長期的な対応が必要であり、引き続き国が前面に立って取り組む。当面10年間、本格的な復興・再生に向けた取組を行う。なお、5年目に事業全体のあり方を見直し。

➤ 事故収束(廃炉・汚染水対策)

- ・廃炉・汚染水対策について安全かつ着実に実施

➤ 環境再生に向けた取組

- ・仮置場の管理・原状回復、中間貯蔵施設への搬入・維持管理
- ・最終処分に向けた減容・再生利用等、特定廃棄物等の処理

➤ 帰還・移住等の促進・生活再建等

- ・帰還環境の整備、移住促進 ・被災者支援の継続
- ・医療・介護保険等の保険料・窓口負担の適切な見直し
- ・特定復興再生拠点区域の帰還環境整備
- ・帰還困難区域について、今後の政策の方向性を検討

➤ 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積等

- ・浜通り地域等の産業発展に向け、重点分野を中心に取組を推進
- ・国際教育研究拠点の構築について、令和2年夏頃を目途に有識者会議の最終とりまとめ、同年内を目途に政府の成案

➤ 事業者・農林漁業者の再建

- ・事業再開支援、営農再開の促進・農地の大区画化、放射性物質を含む土壌の流出防止のための森林整備等の実施、原木林や特用林産物の産地再生、漁業の本格操業・水産加工業の支援

➤ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

- ・情報発信、輸入規制撤廃に向けた働きかけ
- ・農林水産物の販路回復・開拓、福島観光振興

➤ 地方単独事業等

- ・人材確保対策、法律に基づく減収補てん等について支援を継続

2. 復興を支える仕組み

(1) 財源等

- 当面5年間の事業規模を整理し、所要の財源を手当てすることで、必要な復旧・復興事業を確実に実施
- 事業規模：(これまでの10年間) 31兆円台前半 + (今後5年間) 1兆円台半ば = 32兆円台後半
- 財源：(これまでの10年間) 32兆円程度 + 税収増の実績等 = 32兆円台後半
⇒ 事業規模と財源はおおむね見合うものと見込まれる(令和2年夏頃を目途に「復興財源フレーム」を示す)
- 東日本大震災復興特別会計の継続 ➤ 震災復興特別交付税制度の継続

(2) 法制度

[復興特区法]

- 規制の特例、復興整備計画、金融の特例について、対象地域を重点化した上で、必要な支援を継続
- 復興特区税制について、対象地域を重点化した上で、適用期限の延長等の検討
- 復興交付金は廃止

[福島特措法]

- 移住の促進や交流・関係人口の拡大等の新たな活力を呼び込む施策の強化等の必要な見直し
- 外部参入も含む農地の利用集積や六次産業化施設の整備促進による営農再開の加速化
- 福島イノベーション・コースト構想や風評被害等の課題に対応した税制措置等の検討

(3) 自治体支援

- 復興の進捗状況を踏まえながら、必要な人材確保対策に係る支援を継続
- 引き続き実施される復旧・復興事業について、震災復興特別交付税による支援を継続

3. 組織

司令塔として縦割りを排し、政治の責任とリーダーシップの下で復興を成し遂げるため、被災地の強い要望も踏まえ、現行体制を維持

- ・ 内閣直属の組織体制
- ・ 内閣総理大臣を主任の大臣とするとともに、復興大臣を設置
- ・ 復興事業予算の一括要求・地方公共団体からの要望等へのワンストップ対応などの総合調整機能

- 復興庁の設置期間を10年間延長(令和3年度～令和12年度)、令和7年度に組織のあり方を検討
- これまで蓄積した復興に係るノウハウを関係行政機関等と共有し、活用する機能を追加
- 岩手復興局及び宮城復興局の位置については、それぞれ沿岸域に変更(盛岡市と仙台市は支所に変更)
⇒ 具体的位置は、復興の進捗状況や被災地方公共団体の意見等を踏まえ決定
福島復興局は、引き続き福島市に設置(富岡町と浪江町の支所を維持)

⇒ 次期通常国会に所要の法案の提出を図る

福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議について

1 趣旨

- 福島イノベーション・コースト構想研究会報告書（平成26年6月23日）等を踏まえ、これまで、福島ロボットテストフィールド、廃炉国際共同研究センター、福島水素エネルギー研究フィールド等の拠点の整備を進めてきたが、産学官連携による魅力ある浜通り地域を創出するためには、様々な分野の研究者や技術者を育成し、輩出された人材が、長期にわたり浜通り地域の復興をリードしていく体制を整備する必要。
- このため、廃炉・ロボット・エネルギー・農林水産業等多様な分野を対象とした国内外の人材が結集する国際教育研究拠点整備・人材育成のあり方について検討し、提言をとりまとめるため、「福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を開催。

2 有識者会議委員

【座長】坂根正弘（コマツ顧問）

【委員】上山隆大（総合科学技術・イノベーション会議委員）

齋藤保（福島イノベーション・コースト構想推進機構理事長）

関谷直也（東大大学院情報学環総合防災情報研究センター准教授）

中岩勝（産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所所長）

米良はるか（READYFOR株式会社代表取締役CEO）

山名元（原子力損害賠償・廃炉等支援機構理事長）

神田玲子（放医研・放射線防護情報統合センター長）

生源寺眞一（福島大学食農学類長）

田所諭（東北大学大学院情報科学研究科教授）

永田恭介（筑波大学長）

山崎直子（元JAXA宇宙飛行士）

【オブザーバー】文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省、福島県

3 スケジュール

令和元年7月29日 第1回有識者会議開催（その後、概ね月に1回程度のペースで開催）

11月28日 中間とりまとめ

12月20日 復興・創生期間後の復興の基本方針 閣議決定（中間とりまとめの内容を反映）

※令和2年夏ごろに最終とりまとめ予定

福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する中間とりまとめ 概要

はじめに

令和元年11月28日 福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議

- ・ 廃炉・ロボット・エネルギー・農林水産業等多様な分野を対象とした国内外の人材が結集する国際教育研究拠点整備・人材育成のあり方に関する中間とりまとめを行う。

I 基本的な問題認識

1 福島浜通り地域の復興の現状と課題

- ・ 避難指示が解除された区域全体の居住者数は徐々に増加しているものの、発災当時の2割未満にとどまっている。
- ・ 住民意向調査によれば、避難指示解除が遅くなった市町村では「戻らない」と回答した方が5～6割程度。若い世代ほど「戻らない」と回答する割合が高い傾向。

2 福島イノベーション・コースト構想の現状と課題

- ・ 福島イノベーション・コースト構想に関連する各拠点等について、全体としての連携が未だ不十分。
- ・ 人材育成を持続的に担う体制が未だ不十分。
- ・ 海外の成功事例*と比較して、中核となる教育研究機関がなく、地元企業と教育研究機関・自治体とを調整する機能が弱い。

* 米国ワシントン州のハンフォード・サイトの国立パシフィックノースウエスト研究所(PNNL)

II 国際教育研究拠点のあり方

1 国際教育研究拠点の目的

(1) 原子力災害に見舞われた福島浜通り地域の復興・創生

- ・ 世界でも例のない過酷な原子力災害に見舞われた福島浜通り地域については、人口減少が著しいことから、定住人口の確保を含めた浜通り地域の復興・再生に向けた抜本的な取組が重要。
- ・ 21世紀半ばにおける日本のあるべき姿を目指し、単に震災前の状態に戻すのではなく、マイナスをプラスにする社会的発火点となる「創造的復興の中核拠点」が必要。

(2) 分野横断的な知の融合及び人材育成確保による産学官連携・新産業創出

- ・ 様々な分野の研究者や技術者を育成し、輩出された人材が新技術や新産業の牽引役となり福島イノベーション・コースト構想の核として浜通り地域の復興をリードしていく「知の融合拠点」が必要。

(3) 福島復興研究の集積及び世界への情報発信

- ・ 大学や研究機関等における研究を再体系化し推進していく核となる「福島復興研究の拠点」が必要。
- ・ 国際的な風評対策にも資する環境再生等の福島復興研究に関する「世界への情報発信拠点」が必要。

2 国際教育研究拠点の機能

(1) 「国際」機能

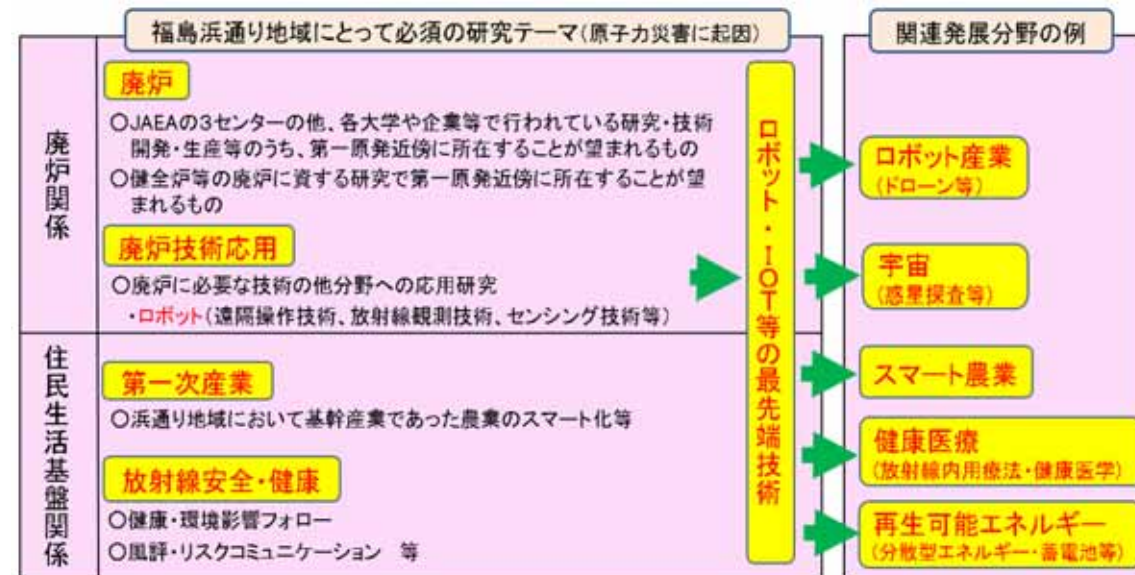
- ・ 世界レベルの新産業、少なくともある産業分野で世界一のシェアを持つ新産業の創出を目指す。
- ・ 海外のトップクラスの研究室等とのアライアンスや誘致を目指す。
- ・ 国際的な研究機関等と連携する。

(2) 「教育」機能

- ・ まずは研究所方式により教育機能を発揮する。
(大学(院)の設置は今後の検討課題)
- ・ 国内外からの大学院生等及び地元人材(高校生等・企業人材)に対する教育・人材育成を行う。

3 国際教育研究拠点の研究分野等

- ・ 原子力災害に起因し、福島浜通り地域にとって必須の分野として、
 - (1) 世界が注目する廃炉分野及び廃炉技術応用分野
 - (2) 基幹産業である農業等や放射性安全・健康など住民生活基盤の回復に資する分野が、本拠点の研究分野として適切である。
- ・ ロボット・IoT等の最先端技術は、廃炉や農林水産業、エネルギーのみならず様々な問題に対して解決策となることができることから、中核となる分野として捉える。
- ・ 上記研究分野を起点とする関連発展産業分野としては、ロボット産業、宇宙、健康医療、再生可能エネルギー等が考えられる。



4 国際教育研究拠点の組織形態等

(1) 組織形態・運営主体

- ・ 福島浜通り地域には、定住人口拡大に向け、**大学・研究機関・企業等の研究主体を集積することが必要**である。
- ・ 全体を統括するガバナンスの主体、核となる物理的な研究組織・施設が必要である。
- ・ 運営主体については、以下の理由から、**国が適当**と考えられる。
 - ① 原子力災害に見舞われた福島浜通り地域の復興は国の社会的な責任。
 - ② 原子力事故の教訓を世界に発信・貢献することは国際社会における発災国の責務。
 - ③ 海外の類似事例では国が運営主体となっていること。
- ・ 組織形態は**国立研究開発法人**などが考えられるが、適切な組織について、今後更に議論を深める。

(2) 産学官連携(共同研究及び産業化)の仕組み

- ・ これまでのネットワークや研究施設を最大限活用するとともに、**オープンイノベーション**による産学官連携を進めることを基本とする。
- ・ 国が責任を持って長期にわたる予算、人員体制を確保し、**共同研究については産業界からの投資も活用すべき**である。

5 国際教育研究拠点と既存拠点・地元産業等との連携の仕組み

(1) 既存の拠点等との連携等の仕組み

- ・ 国際教育研究拠点は、福島イノベーション・コースト構想の中核となる拠点・組織を企図するものであるが、その際、**既存の拠点等との関係の整理を行った上で、連携や集積等について今後検討する**。

(2) 地元産業との連携等の仕組み

- ・ 国際教育研究拠点による研究員やその家族の集積に加え、**地元産業界との連携及びベンチャー企業創出によって裾野を拡大し、若者雇用・定住人口の拡大を図る**。
- ・ ハンプフォード・サイトにおけるトライデック(地域経済発展のため、地元企業と教育研究機関、自治体との調整を行う民間組織)等も参考とする。

Ⅲ 生活環境の整備

- ・ 福島浜通り地域に、国内外の大学・研究機関・企業等の人材を集積させるためには、買い物・教育・医療・介護・福祉・交通等の生活環境整備、まちづくりそのものが極めて重要。
- ・ まずは研究者やその家族等を受け入れられる生活環境・インフラを備える「研究タウン」をコンパクトに整備し、そこに多くの人が集まることにより、更に生活環境・インフラが拡大していくという好循環を目指すべき。
- ・ 若者にとって魅力あるのみならず、我が国のまちづくりの将来像・あるべき姿に資する以下のような取組を構想すべき。
 - ① 若手研究者が家族とともに、生活、子育てができ、女性も研究教育活動に積極的に加わるような「女性活躍タウン」
 - ② 最先端技術に毎日の生活の中で触れることができ、若者だけでなく、高齢者にも優しい「先端モデルタウン」
 - ③ 地元の教育研究、スポーツ、芸術、歴史、自然環境等を融合させた「文化」の醸成

おわりに

- ・ 今回の中間とりまとめは、国際教育研究拠点の目的、機能、研究分野、組織形態など主要課題の基本的な方向性についてとりまとめたもの。
- ・ 本拠点は、福島浜通り地域の「復興・創生期間後」の復興の中核拠点となるべきものであり、政府に対し、この中間とりまとめの内容を、本年末に策定する「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」に反映させることを求める。復興庁を中心に関係省庁が連携して、具体化に向けた検討を開始してほしい。
- ・ この会議においても、引き続き議論を深め、令和2年夏頃までに最終報告を取りまとめていくこととしたい。

令和2年度復興庁予算概算決定のポイント

令和2年度概算決定額(復興庁所管)：1兆4,024億円 [前年度予算額：1兆4,781億円]

「復興・創生期間」の最終年度である令和2年度において必要な復興施策を確実に実施するための予算を確保。

被災者支援：493億円

避難生活の長期化や恒久住宅への移転に伴う被災者の心身の健康の維持、住宅や生活の再建に向けた相談支援、コミュニティの形成、生きがいづくり等の「心の復興」など、生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を実施。

- ・被災者支援総合交付金(155億円)
- ・被災した児童生徒等への就学等支援(52億円)
- ・緊急スクールカウンセラー等活用事業(22億円)
- ・仮設住宅等(54億円)
- ・被災者生活再建支援金補助金(101億円) 等

産業・生業(なりわい)の再生：516億円

被災事業者の施設復旧への支援や観光業、水産加工業等へのソフト支援に引き続き注力。福島については、福島イノベーション・コースト構想の推進、福島県農林水産業の再生、原子力災害被災12市町村における事業再開支援等の取組を引き続き実施。

- ・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業(140億円)
- ・観光復興関連事業(37億円)・復興水産加工業等販路回復促進事業(12億円)
- ・福島イノベーション・コースト構想関連事業(69億円)
- ・福島県農林水産業再生総合事業(風評の払拭等)(47億円)
- ・原子力災害による被災事業者の自立等支援事業(16億円)
- ・原子力被災12市町村農業者支援事業(10億円) 等

住宅再建・復興まちづくり：5,472億円

住宅再建に関する事業の進展等を踏まえつつ、復興まちづくりを進めるほか、復興道路・復興支援道路等の社会インフラの整備について、一日も早い完了を目指す。

- ・東日本大震災復興交付金(113億円)
- ・復興道路・復興支援道路の整備(1,662億円)
- ・社会資本整備総合交付金(1,198億円)
- ・農山漁村整備(309億円)・森林整備事業(66億円)
- ・国営追悼・祈念施設整備事業(15億円)
- ・災害復旧事業(1,555億円) 等

原子力災害からの復興・再生：7,481億円

特定復興再生拠点や避難指示解除区域等における帰還環境の整備や、汚染廃棄物等の適正な処理を着実に推進。また、風評払拭及び放射線に関するリスクコミュニケーションを強化。

- ・特定復興再生拠点整備事業(673億円)・福島再生加速化交付金(791億円)
- ・福島生活環境整備・帰還再生加速事業(94億円)
- ・帰還困難区域の入域管理・被ばく管理等(51億円)
- ・中間貯蔵施設の整備等(4,025億円)・放射性物質汚染廃棄物処理事業等(1,059億円)
- ・除去土壌等の適正管理・搬出等の実施(566億円)
- (・風評払拭・リスクコミュニケーション強化事業(5億円)) 等

※上記のほか、「新しい東北」の創造(6億円)、東日本大震災10周年事業(1億円)、復興庁一般行政経費等(56億円)を計上

福島復興・再生に向けた令和2年度概算決定のポイント

○さらなる福島復興加速化に向け、福島復興再生特別措置法に基づく「福島復興再生基本方針」の考え方に沿って各種事業を推進。また、福島県・市町村の現場の状況やニーズ等を踏まえながら、予算を確保。

1. 長期避難者の支援、早期帰還の支援等

【1,558億円（1,871億円）】

○福島再生加速化交付金 【791億円（890億円）】

「長期避難者への支援から早期帰還への対応まで」を一括する本交付金により、福島の再生を加速。長期避難者の生活拠点の確保や、帰還促進のための生活拠点整備等を支援。

○特定復興再生拠点整備事業 【673億円（869億円）】

帰還困難区域の特定復興再生拠点に係る除染・家屋解体等を実施。

○福島生活環境整備・帰還再生加速事業 【94億円（111億円）】

公共施設等の機能回復を行うとともに、避難解除等区域への住民の帰還を加速するための取組や、将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を促進。

2. 地域再生（被災者支援、住宅再建・復興まちづくり）

【5,965億円の内数（7,541億円の内数）】

- ・被災者支援総合交付金【155（177）】※
- ・被災者生活再建支援金補助金【101（107）】※
- ・社会資本整備総合交付金（復興）【1,198（1,226）】※
- ・東日本大震災復興交付金【113（573）】※
- ・災害復旧事業【1,555（2,317）】※
- ・緊急スクールカウンセラー等活用事業【22（24）】※
- ・被災した児童生徒等への就学等支援【52（69）】※
- ・被災地復興に向けた情報提供と復興施策の理解促進【6（5）】※

等

3. 安全・安心な生活環境の実現等

【5,919億円の内数（4,610億円の内数）】

①汚染廃棄物等の適正な処理 【5,756億円（4,431億円）】

・中間貯蔵施設の整備等【4,025（2,081）】

等

②地域の生活環境の改善等 【163億円（179億円）】

- ・福島県浜通り地域等の教育再生【8（11）】
- ・帰還困難区域等における鳥獣捕獲等緊急対策事業【4（4）】
- ✓鳥獣被害対策：「福島生環・加速事業」の内数との合計

等

4. 地域経済の再生、イノベーション・コースト、風評関連等

【520億円の内数（697億円の内数）】

①地域経済の再生等 【364億円（469億円）】

- ・自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金【制度拡充（88）】
- ・原子力災害による被災事業者の自立等支援事業【16（60）】

等

②福島イノベーション・コースト構想関連事業等 【70億円（127億円）】

- ・福島イノベーション・コースト構想関連事業【69（126）】
- ・福島12市町村の将来像実現のための調査・推進事業【1（1）】

③風評払拭・農林水産業・観光関連 【86億円（100億円）】

- ・観光復興関連事業【37（49）】※
- ・福島県農林水産業再生総合事業【47（47）】
- ・風評払拭・リスクコミュニケーション強化事業【5（3）】

（「被災地復興に向けた情報提供と復興施策の理解促進」（再掲）の内数）

等

（備考1）復興庁一括計上予算のうち「原子力災害からの復興・再生」の総額は、7,481億円（令和元年度予算：6,486億円）。

（備考2）※の予算額は被災県等の合計であり、その一定部分が福島県に関連するもの。斜体の事業は「原子力災害からの復興・再生」予算以外に区分される事業。

改正概要

- 復興・創生期間後の復興特区税制について、次期通常国会において復興特区法を改正し、対象地域を重点化するための規定を設け、その上で、令和3年度税制改正においては課税の特例を踏まえた適用期限の延長等を行う。
- 福島県については、復興特区税制の対象地域の見直しにあわせ、次期通常国会において福島特措法を改正し、福島イノベーション・コースト構想の推進及び風評対策に係る課税の特例の規定を設け、その上で、令和3年度税制改正においては課税の特例を踏まえた税制措置を講ずる。

施策の背景

○令和2年度税制改正大綱(令和元年12月12日)(抄)

第一 令和2年度税制改正の基本的考え方

6. その他

(3) 東日本大震災からの復興

東日本大震災からの復興に関し、次期通常国会における復興・創生期間後に向けた東日本大震災復興特別区域法及び福島復興再生特別措置法の見直しに当たり、復興の進捗状況を踏まえ、復興特区税制について対象地域を重点化するとともに、福島特措法税制について福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積及び風評払拭に係る課税の特例の規定を設ける。

○「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針(令和元年12月20日閣議決定)(抄)

Ⅱ. 「復興・創生期間」後の基本方針

2. 復興を支える仕組み

(2) 法制度

① 東日本大震災復興特別区域法

- ・ 復興特区税制について、津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、東日本大震災復興特別区域法を改正し、対象地域を重点化した上で、適用期限の延長等を行うことについて検討する。

② 福島復興再生特別措置法

- ・ 復興特区税制の対象地域の見直しにあわせ、福島復興再生特別措置法を改正し、福島イノベーション・コースト構想の産業集積に向けた取組の加速化や風評被害などの課題に対応した税制措置等を検討する。

改正概要

- 帰還環境整備推進法人が実施する土地集約化事業のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例措置について、**適用期限(令和元年12月31日)を3年間延長し、令和4年12月31日まで**とする。

改正後の特例の内容

- 避難解除区域等内において帰還環境整備推進法人(※)に対して土地等を譲渡した場合等に、以下の特例措置を適用する(赤字部分は今回改正部分)。

(※) 避難指示の対象となった12市町村において、まちづくりや帰還環境整備の面で行政の機能を補完する団体として当該12市町村が指定する一般社団法人等。

(1) 公共施設(※)の整備に関する事業(公共施設整備事業)のために帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合等

- 帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合 (※) 駐車場、駐輪場、集会施設、休憩施設、案内施設、道路、公園、緑地、広場

【所得税・個人住民税】 譲渡所得からの1,500万円特別控除	} [令和4年3月31日まで]
【法人税】 1,500万円損金算入	
【登録免許税】 所有権移転登記(本則2%→1%) 地上権設定等の登記(本則1%→0.5%)	
【不動産取得税】 課税標準からの土地の価額の1/5控除	

- 帰還環境整備推進法人が土地及び償却資産を取得した場合、又は、帰還環境整備推進法人に土地及び償却資産の管理を無償で委託した場合

【固定資産税・都市計画税】 課税標準を1/3に減額 [令和4年3月31日まで施設整備完了分につき5年間]

(2) 帰還する住民の生活及び地域経済の再建の用に供するために土地を集約して適正な形状、面積等を備えた一団の土地(おおむね500㎡以上)とする事業(土地集約化事業)のために帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合

【所得税】 軽減税率(2,000万円以下:15%→10%)	} [令和4年 12月31日まで]
【個人住民税】 軽減税率(2,000万円以下:5%→4%)	
【法人税】 法人重課(5%)の免除[課税停止中]	} [令和4年 3月31日まで]
【登録免許税】 所有権移転登記(本則2%→1%) 地上権設定等の登記(本則1%→0.5%)	

<土地の集約化のイメージ>

